

子ども相談センターのご案内

子ども相談センターは市役所2階子ども福祉課内にあり、妊娠期～18歳未満のお子さんと家庭に関する相談の総合窓口です。保健師・保育士・教員免許を有する者など専門の相談員が、電話・訪問・面談により、保護者はもちろん、お子さん本人や地域の人からの相談をお受けしています。相談は無料です。
※相談に関する秘密は守られます。

子育て中の皆さんへ

1人で悩んでいませんか？

「子どもがかわいく思えない」「子育てから逃げ出したい」そう思うのは決してあなただけではありません。「身近に相談する人がいない」「家族のことだから相談しづらい」などと、困りごとを1人で抱えていますか。不安や悩みをそのままにしていると、子どもへの虐待の引き金となってしまうこともあります。

市役所や各機関・団体には、子育て家庭を助けるさまざまなサービス（各種手当などの経済的支援、お子さんの預かりなどの子育て支援、お子さんの療育などの発達支援、保護者の疾病や障害への支援など）があります。子ども相談センターでは、相談内容や家庭の状況に応じて利用できるサービスを案内しています。子育ての負担を減らし、保護者とお子さんが安心して暮らせるように一緒に考えていきましょう。

●まずはこちらに相談を

【子ども相談センター】☎484-2954

祝日・年末年始を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時

●児童相談所への連絡はこちらへ

【千葉県中央児童相談所】☎043-253-4101

祝日・年末年始を除く月曜～金曜日午前9時～午後5時

●24時間・365日受け付け

【子ども・家庭110番】☎043-252-1152

【児童相談所全国共通ダイヤル】☎189

※近くの児童相談所につながります

●緊急を要する場合は

【八千代警察署】☎486-0110

この特集のお問い合わせは 子ども相談センター☎484-2954へ

不法投棄をさせない まちづくりを



野山や街角に散乱する不法投棄。市での不法投棄処理量は減少傾向ですが、ポイ捨てのような小規模の不法投棄は依然として多い状況です。

「これくらいなら」「自分だけなら」などの感情が、ポイ捨て・不法投棄に繋がります。マナーを守り、ポイ捨て・不法投棄をなくしましょう。

この特集のお問い合わせは、クリーン推進課☎483-1151(代表)へ。

不法投棄の実例

ごみが捨てられたまま放置されていることを目にしたことはありませんか。

＜ケース1：引っ越しごみの不法投棄＞

勝田の山林を通過する道路脇に、テレビやガス台、衣装ケース、食器棚などの家庭系ごみが2トントラック1台分不法投棄されました。これらは、発生元を突き止め、捨てた人の関係者に撤去してもらいましたが、引っ越しごみの適正な処理方法を知らなかったことが原因でした。

このケースでは、不法投棄防止条例に基づき、通報した人に報償金を支給しました。

＜ケース2：解体廃棄物の不法投棄＞

米本の休耕地に、工場解体の際に発生したと思われる金属系解体廃棄物と鉄筋コンクリートから抜き取ったと思われる鉄筋くずが、二度にわたって不法投棄されました。鉄筋くずは土地所有者の責任で撤去処理。解体廃棄物は警察が捜査中でもあり、現地に放置されたままです。

このケースでは、土地に不法投棄防止看板や柵、フェンスなどを設置していれば防止できたと考えられます。市では道路などの公共用地以外の不法投棄物は撤去できません。自己責任での処理になるため、担当課や警察と十分協議し、対策してください。

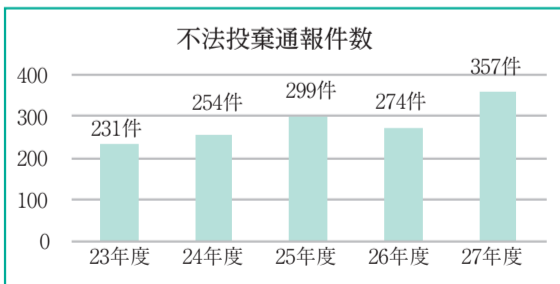


本市の現状

27年度、市に寄せられた不法投棄の通報件数は、統計を取り始めてから最も多い357件。一方で、市が処理した不法投棄の量は、ここ数年で2番目に少ない24.1トンでした。

近年こうした傾向が続いており、通報件数は増加、処理量は減少しています。

背景として、事業系廃棄物(産業廃棄物を含む)の不法投棄の取り締まりや罰則が厳しくなっていること、市民の皆さんの環境美化への関心の高まりにより、少量の不法投棄も見逃さずに通報する人が増えていることが考えられます。



不法投棄対策

市では、不法投棄をなくすため、次の取り組みを行っています。

■啓発活動 ポイ捨て防止ポスターの募集・展示、駅前での啓発活動、広報や横断幕などを利用した啓発、正しいごみの分け方、出し方の啓発など

▲啓発グッズ



▲中学生も参加しての啓発活動

■不法投棄を抑止するための監視活動 監視カメラの設置、不法投棄防止看板の設置、不法投棄連絡員の配置、夜間を含む職員パトロールなど



■通報しやすいシステム作り ファクス機能を備えた不法投棄受付専用電話の設置。一定の条件を満たした場合は、通報者に報償金を支給

■捨てられない環境作り 不法投棄物の撤去、土地所有者との協働による柵の設置など

不法投棄一掃へご協力を

不法投棄は、早めの対処、ちょっとした工夫で被害を防ぐことができます。

①不法投棄の行為や物を見かけたら、なるべく早く通報を 不法投棄を発見した場合、職員が確認する必要があります。触らずに不法投棄通報受付専用電話☎0120-844-530へ。

また、地域の環境を守るためのボランティア「不法投棄連絡員」は随時応募を受け付けています。詳しくはクリーン推進課へ。

②所有地や管理地に捨てられない工夫を 自身が管理している土地に柵やフェンスなどを設け、定期的に草刈りをしてください。また、ごみをごみを呼ぶ状況を防止するため、不法投棄物は早めに撤去してください。

③環境美化やマナーについての教育を 普段の会話の中で、環境やマナーを守ることの大切さを子どもたちに話してあげてください。

野焼きはやめましょう

近年、野焼きで発生する煙によって、「洗濯物に臭いがつく」「部屋の中まで煙が入ってきて困る」などの苦情が非常に多く寄せられています。家庭ごみや事業ごみ、家庭菜園などの野焼きは、廃棄物処理法により禁止されています。

また、例外として認められている農業に係る稲わらや、剪定枝などの焼却や落ち葉焚きなどの日常生活で行われる軽微なものであっても、煙や臭いが周辺の人に不快感を与えれば、市公害防止条例における悪臭の規制対象になります。

例外的に認められている焼却であっても、近所の人から苦情が寄せられた場合は、速やかに野焼きはやめましょう。

(環境保全課・クリーン推進課)

世帯数	八千代市の人口	増加数
27年国勢調査	19万3152人	3371人
22年国勢調査	18万9781人	
増加数		3371人
世帯数	7万8358世帯	3534世帯
八千代市の人口	9万7928人	1835人
増加数	9万5224人	1536人
世帯数	7万4824世帯	1533世帯
八千代市の人口	9万6093人	1533人
増加数	9万3688人	1533人
世帯数	7万3152世帯	1533世帯
八千代市の人口	9万5224人	1533人
増加数	9万3688人	1533人

昨年10月1日を基準日とした平成27年国勢調査の人口等基本集計が、10月26日に総務省統計局から公表されました。全国の人口は、平成22年国勢調査より96万2607人減少し、1億2709万4745人でしたが、八千代市の人口は、3371人増加して19万3152人でした。詳しい結果は、総務省HPをご覧ください。※この調査結果の数値は確定値であり、先に公表した速報値とは異なります。(総合企画課統計調査班)